



# 小栗キャップの News Letter

税理士法人オグリ 代表社員・税理士 小栗 悟

岐阜本部 〒500-8847 岐阜県岐阜市金宝町1-3 岐阜第一生命ビル 4F

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

名古屋本部 〒460-0002 名古屋市中区丸の内一丁目16-15 名古屋フコク生命ビル 6F

TEL : 052-222-1600 FAX : 052-222-1611

Email : [info@otc-oguri.com](mailto:info@otc-oguri.com) <http://www.otc-oguri.com>

2016年5月2日(月)

## 傷病・出産手当金の計算方法の変更

### 今までとこれからの計算方法

平成28年4月から健康保険の傷病手当金と出産手当金の支給額の計算方法が変更されました。支給開始される前1年間の給与を基に計算した金額で支給されます。

今までの支給額の計算の方法は、

1日当たりの金額（休んだ日の標準報酬月額） $\div 30 \times 3$ 分の2

これからの計算方法は、

**1日当たりの金額（支給開始日以前の継続した12ヶ月間の各月の標準報酬月額を平均した額） $\div 30 \times 3$ 分の2**

### 支給開始日以前の期間が12ヶ月に満たない場合

①支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均値

②28万円（当該年度の前年度の9月30日における全被保険者の同月の標準報酬を平均した額）

①と②を比べて少ない方の額を使用して計算します。

### 支給開始日以前に12ヶ月の標準報酬月額がある場合

支給開始日以前の12ヶ月の各月の標準報酬を合算して平均額を算出します。

### 1年間に標準報酬が変更されている場合

例えば1年に標準報酬月額が26万円の

月が2ヶ月、30万円が10ヶ月であったとします。

$(26 \text{万円} \times 2 + 30 \times 10) \div 12 \div 30 \times 3$ 分の2 = 6520円となります。

※30日で割った後1の位を四捨五入

※3分の2で計算した金額に小数点があれば小数点第1位を四捨五入します。

### 傷病・出産手当金を受ける要件

①傷病手当金は業務外の傷病について給付イ、病気やけがの療養で働く事ができないロ、連続する3日（待期期間）を含め4日以上仕事を休んでいる事

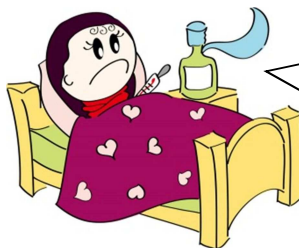
ハ、給与の支払いが無いが、支払額が傷病手当金より少ない事

②出産手当金

イ、被保険者が出産した事（被扶養者は対象外）

ロ、妊娠4ヶ月（85日）以上の出産である

ハ、出産のため仕事を休み給与の支払いが無いが、その額が出産手当金より少ない事



休業直前に一時的に標準報酬月額を上げる事を防ぐよう変更されました